

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

派遣・下請従業員のみの事業所

平成13年調査より、当該事業所に所属する従業員が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としている。

2 経営組織

国及び地方公共団体等

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）及び独立行政法人の事業所

民 営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会 社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によるが、一部の小分類項目については分割したのも小分類に含めて表章している。

4 従業員

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とした。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を
経営しているものをいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、
事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃
金・給与を受けて働いている人は、「常用雇
用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、
非常勤は問わない。）で、給与を受けている
人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労
務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員
と同じ給与規則によって給与を受けている
人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは
1か月を超える期間を定めて雇用されてい
る人又は平成13年8月と9月にそれぞれ18
日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正
職員」などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正
職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱
託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又
はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の
期間を定めて雇用されている人又は日々雇
用されている人をいう。

別経営の事業所への派遣又は下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にい
う派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍
がありながら、他の会社など別経営の事業所
で働いている人、又は下請として請負先の事
業所で働いている人をいう。

5 別経営の事業所からの派遣又は下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向

など出向元に籍がありながら当該事業所に
来て働いている人のほか、下請として他の会
社など別経営の事業所から来て働いている
人をいう。

6 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から「別経営の事業所への派遣
又は下請従業者」を除き、「別経営の事業所か
らの派遣又は下請従業者」を含めて「事業従
事者」としている。

7 本所・支所の別 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）
や支所（支社・支店）を持たない事業所。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）
などがあって、それらのすべてを統括して
いる事業所。本所の各部門がいくつかの場
所に分かれているような場合は、社長など
の代表者がいる事業所を本所とし、他は支
所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統
括を受けている事業所。上位の事業所の統
括を受ける一方で、下位の事業所を統括し
ている中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工
場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮な
ども含まれる。

8 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年を
いう。

9 事業所の形態

事業所の外観から、次の7形態に区分して
いる。

店舗・飲食店

小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチン
コ店など、一般に「店」といわれている事業
所をいう。住宅と併用の店舗も含まれる。

事務所・営業所

人事、経理、企画などの事務を行っている
一般に「事務所」といわれている事業所、あ

るいは製造会社の販売部門，保険会社の営業部門，銀行の支店など，主として営業活動を行っている「営業所」といわれている事業所をいう。

工場・作業所・鉱業所

外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所。一般に「工場」，「作業所」，「鉱業所」といわれている事業所のほかに，造船所，修理場，選果場，荷造場，倉庫（自家用を除く。），鉄道の駅，発電所も含まれる。

輸送センター・配送センター・これらの倉庫

物品の集配などを行っている事業所及び物流のために用いている倉庫をいう。

自家用倉庫・自家用油槽所

自己製品，材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油，ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいう。

外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工，家内工業など住宅を事業所としたもので，事業所を表示する看板などがなく，簡単に事業所であることを見分けることができない事業所。また，個人タクシー，行商など自宅を拠点としているものもここに含まれる。

その他

上記以外の事業所。学校，病院，寺社，旅館，浴場，駐車場などが含まれる。

10 業態

主に製造して出荷又は卸売

見込み又は受注によって製造・加工を行い，その製品を出荷（卸売）している場合をいう。

主に他の業者から支給された原材料により製造・加工

主に他の業者から原材料の支給を受けて加工処理・製造を行い，加工賃を受け取っている場合をいう。

11 地域区分

(1) 12大都市圏

大都市圏及び都市圏は広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定された地域区分で，下記の設定基準に基づく「中心市」及び「周辺市町村」によって構成される。

中心市

大都市圏の中心市は，東京都特別区部及び政令指定都市とした。なお，京浜葉，京阪神，北九州・福岡の各地域のように中心市が互いに接近している場合は，それぞれを中心市として周辺市町村を設定し，それらを統合して一つの大都市圏とする。

都市圏の中心市は，大都市圏に含まれない人口50万以上の市とする。

周辺市町村

中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり，かつ，中心市と連続している市町村。ただし，この基準に該当しない市町村であっても，中心市又はこの基準に該当している市町村によって囲まれている場合は，周辺市町村とする。

本報告では，平成12年国勢調査結果に基づく札幌，仙台，京浜葉，中京，京阪神，広島，北九州・福岡の7大都市圏及び新潟，浜松，岡山，熊本，鹿児島島の5都市圏をもって12大都市圏としている。

(2) 3大圏

首都圏；首都圏整備法で定める東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，茨城県，栃木県，群馬県，山梨県

中部圏；中部圏開発整備法で定める富山県，石川県，福井県（近畿圏と重複），長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県（近畿圏と重複），滋賀県（近畿圏と重複）

近畿圏；近畿圏整備法で定める福井県（中部圏と重複），三重県（中部圏と重複），滋賀県（中部圏と重複），京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

(3) 地方圏

北海道地方・・・北海道

東北地方・・・青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，新潟県

関東地方・・・茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県

北陸地方・・・富山県，石川県，福井県

東海地方・・・長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

近畿地方・・・滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

中国地方・・・鳥取県，島根県，岡山県，

広島県，山口県

四国地方 …… 徳島県，香川県，愛媛県，高知県

九州地方 …… 福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県

沖縄地方 …… 沖縄県

(4) 3大キ口圏

東京圏；旧東京都庁（東京都千代田区）を中心とする各距離範囲内の市区町村。10，20，30，40，50，60，70 キ口圏を表示している。

名古屋圏；名古屋市役所を中心とする各距離範囲内の市区町村。10，20，30，40，50 キ口圏を表示している。

大阪圏；大阪市役所を中心とする各距離範囲内の市区町村。10，20，30，40，50キ口圏を表示している。

(5) 都市階級

市町村を次のように分類している。

大都市；東京都区部及び政令指定都市

中都市；大都市を除く人口 15 万以上の市

小都市 A；人口 5 万以上 15 万未満の市

小都市 B；人口 5 万未満の市

町村；すべての町及び村

なお，人口は平成 12 年国勢調査による。